**南陽市と大正大学との包括的連携に関する協定書**

南陽市（以下「甲」という。）と大正大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等を活用して幅広い分野で協力し、相互の発展並びに持続力ある地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

（１）地域課題解決による地域振興・創生への貢献に関すること

　（２）学生のまちづくり参画を通した人材還流の促進に関すること

　（３）地域住民の主体的な学びの場づくりに関すること

　（４）ＳＤＧｓの取組み推進に関すること

　（５）その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること

（情報交換及び協議）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく相互の連携及び協力の円滑な推進を図るため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

２　前項の情報交換及び協議を円滑に行うため、連絡調整に関する担当部署を双方で定めることとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、協定期間内、協定期間終了後を問わず、本協定を通じて知り得た相手方の秘密事項について、本協定の目的以外での使用、及び第三者への開示または漏洩をしてはならないものとする。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第５条　本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は３年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の３箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第６条　本協定に定める事項について疑義が生じたとき、変更の必要が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

　本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各１通を保有する。

令和　４年　３月　３日

（甲）南陽市　　　　　　　　　　　　　　　（乙）大正大学

　　　南陽市長　　　　　　　　　　　　　　　　　学長